

広島市障害者計画〔2018－2023〕 骨子案

資料 2

基本理念	基本的視点	施策の柱	施策項目
障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域をともに創る「まち」広島を実現する。	1 障害者が、障害の有無によって分け隔てられることのないよう、差別を解消するとともに、その活動を制限し、社会への参画を制約している社会的障壁を除去するよう、合理的配慮の提供を推進する。 2 障害者を、必要な支援を受けながら自らの選択と決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえる。 3 障害者が「親亡き後」も含めて、住み慣れた地域や生活の拠点において自立し、安心感を持って暮らしていくために、ライフステージに沿った切れ目のない支援を行う。	虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進	虐待の防止と差別の解消の推進 あらゆる障害や障害者についての理解の促進 障害者主体の市民との交流の促進 市民主体の活動等の支援
		安全・安心な生活環境整備の推進	福祉のまちづくりの推進 安心して暮らせる住まいの確保 防災・防犯等の対策と災害時支援体制の推進
		相談支援の充実	切れ目のない相談支援体制の整備・充実 権利擁護の推進
		地域生活支援の充実	支援を担う人材の確保 福祉サービスの必要な量と質の確保 保健・医療・リハビリテーションの充実 情報・コミュニケーション支援の充実
		発達支援と教育の充実	総合的な発達支援の充実 自立に向けた教育の充実
		活躍支援の充実	スポーツ・文化芸術活動の促進 総合的な就労支援の充実 障害者雇用の拡大・定着

広島市障害者計画〔2018－2023〕 骨子案の概要

1 計画の位置付け等

1 計画の位置付け

障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、第5次広島市基本計画の障害福祉分野に関する部門計画

2 計画期間

平成30年度から平成35年度までの6年間

3 計画の内容

国の「障害者基本計画」を踏まえるとともに、本市の他の関連する諸計画との整合性を保ちながら、広島市の障害者施策の総合的な計画として策定

2 計画の基本理念

【現行】

障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立して暮らせる「まち」を実現する。

【検討】

これまでの基本理念をさらに広げ、障害者、高齢者、子どもなど世代や背景の異なる全ての人々が主体的に人と人とのつながりを育むことにより、暮らしにおける安心感や生きがい、更には地域の豊かさを生み出す「地域共生社会」の実現を目指す。

【新たな障害者計画】

障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域とともに創る「まち」広島を実現する。

広島市障害者計画〔2018－2023〕 骨子案の概要

3 計画の基本的視点

【現行】

- 1 個々の障害者が、生活の拠点での日々の活動を通じて自立した生活を実現し、更に、その活動範囲を広げていくために
- 2 相談支援の充実に向けて
- 3 総合的な就労支援、障害者雇用の拡大・定着に向けて

【検討】

障害者権利条約や国の第4次障害者基本計画骨格案の考え方、アンケート結果や現行計画の残された課題等を参考に、基本理念実現のために全ての施策に共通する視点（考え方）を定める。

【新たな障害者計画の基本的視点】

- 1 障害者が、障害の有無によって分け隔てられることのないよう、差別を解消するとともに、その活動を制限し、社会への参画を制約している社会的障壁を除去するよう、合理的配慮の提供を推進する。
※障害者差別解消法の「障害を理由とする差別の禁止」、「合理的配慮の提供」の原則を基とする。
- 2 障害者を、必要な支援を受けながら自らの選択と決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえる。
※障害者が支援の「受け手」にのみなるのではなく、自己選択・自己決定による役割を持った主体であること、また、権利条約の背景にある「私たちのことを私たち抜きに決めないで」の考え方の下、障害当事者の声を尊重する。
- 3 障害者が、「親亡き後」も含めて、住み慣れた地域や生活の拠点において自立し、安心感を持って暮らしていくために、ライフステージに沿った切れ目のない支援を行う。
※日常生活において、つながりや支え合いのもとに、孤立せず、安心して生活できるよう、家族を含めた乳幼児期の支援から、障害者の高齢化・重度化や「親元からの自立」、「親亡き後」を含めた継続した支援が重要である。

広島市障害者計画〔2018－2023〕 骨子案の概要

4 計画の重点項目

計画の基本理念及び基本的視点に基づき、新たな障害者計画で重点的に取り組む事項

差別の解消と権利擁護の推進

- ・ 障害者権利条約、障害者虐待防止法、障害者差別解消法についての一層の啓発
- ・ 障害者差別解消法（差別の禁止・合理的配慮の提供）についての市民や事業者への周知
- ・ 障害を理由とする差別の解消や虐待の防止についての更なる取組の検討

住み慣れた地域や生活の拠点での安心・安全な暮らしの確保

- ・ 医療・福祉の支援を担う人材の確保と質の向上
- ・ 医療的ケア児、重症心身障害児者への支援の充実
- ・ 子どものときから高齢になるまで、住み慣れた地域や生活の拠点で安心して暮らせるよう、切れ目のない相談支援やサービスの提供
- ・ 病院・施設から地域への移行を支援するサービスの充実
- ・ グループホーム設置についての支援の拡大
- ・ 福祉避難所の質・量の確保
- ・ 災害時要援護者避難支援の地域での取組の促進

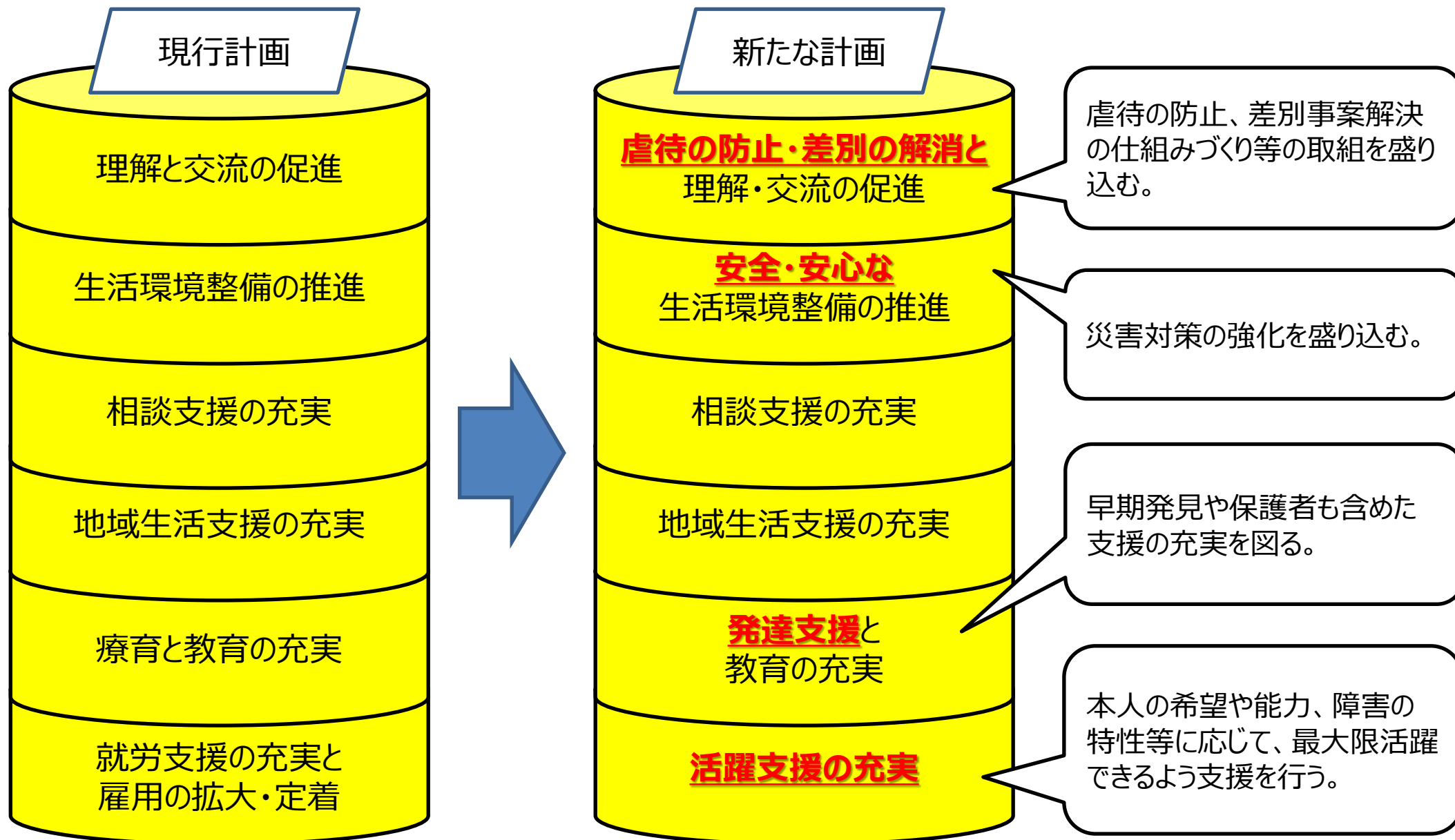
就労や社会参加による生きがいの創出

- ・ 障害者が生き生きと活躍できる職場づくりや雇用環境の整備を促進（障害者にとってのディーセント・ワークの創出）
- ・ 本市及び本市の関係機関における障害者雇用の拡大
- ・ 職場開拓や定着支援のための県と連携した就労・生活支援センターの充実
- ・ 障害者が地域づくりの支え手となるような地域交流の場づくりへの支援
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした障害者スポーツ・文化芸術の振興

広島市障害者計画〔2018－2023〕 骨子案の概要

5 計画の施策の柱

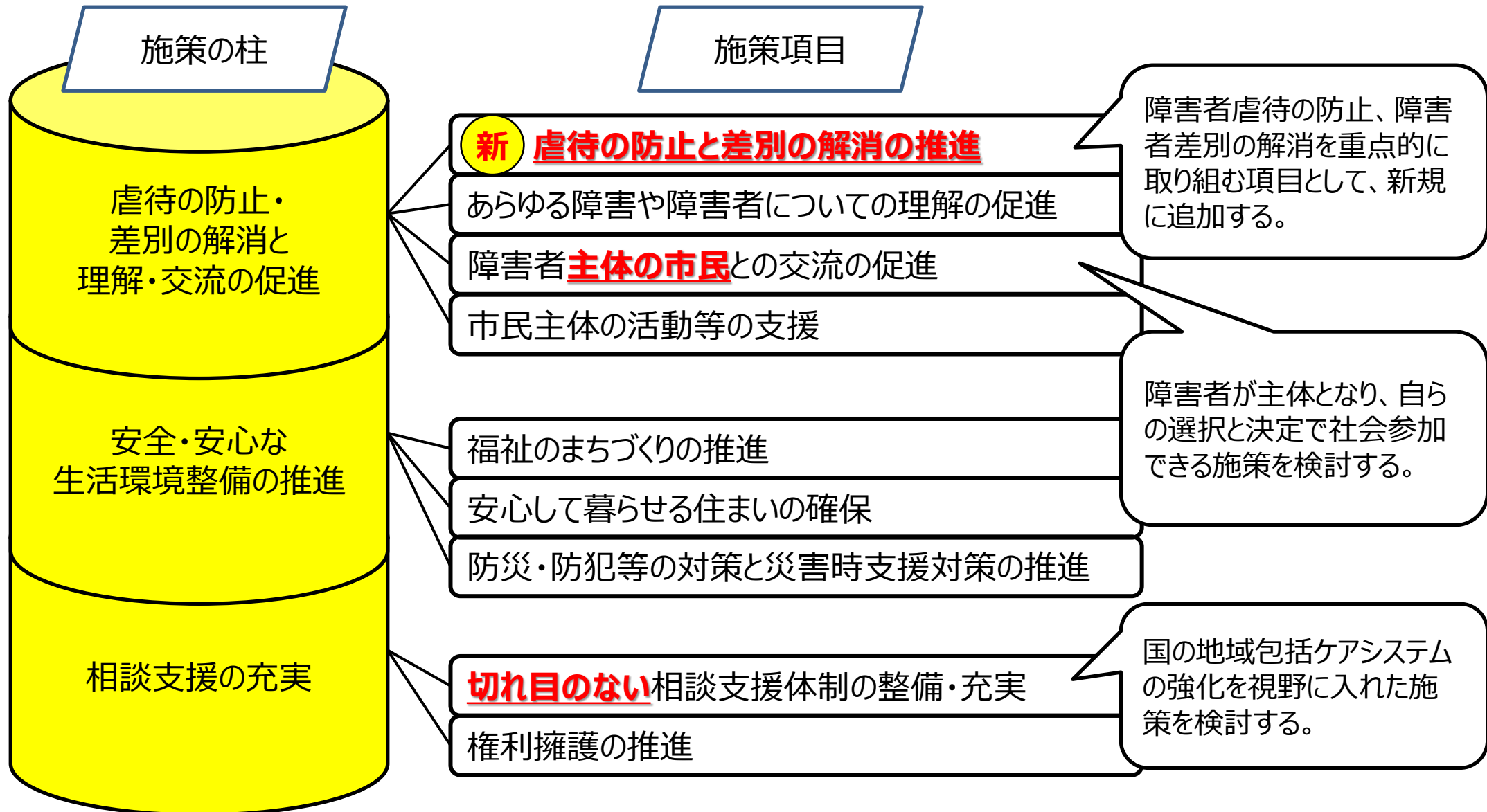
現行計画の柱を踏襲しつつ、障害者を取り巻く環境の変化等を踏まえた柱とする。



広島市障害者計画〔2018－2023〕 骨子案の概要

6 計画の施策項目-1

現行計画を踏襲しつつ、障害者を取り巻く環境の変化等を踏まえた施策とする。



広島市障害者計画〔2018－2023〕 骨子案の概要

6 計画の施策項目-2

現行計画を踏襲しつつ、障害者を取り巻く環境の変化を踏まえた施策とする。

